

浜松市工事成績評定要領

第1 目的

この要領は、浜松市が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定及び通知の対象工事

評定の対象とする工事は、原則として契約金額（最終）が250万円以上の工事とする。

- 2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、契約金額（最終）が500万円以上の工事とする。

第3 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、浜松市契約規則（以下「契約規則」という。）第34条に定める監督職員（以下「監督員」という。）のうち担当監督員、総括監督員及び契約規則第35条に定める検査職員とする。

第4 評定の方法

評定は、別に定める工事成績採点表（別記第1号様式）及び細目別評定点採点表（別記第2号様式）によって行うものとする。

- 2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

第5 評定の実施

評定は、担当監督員と総括監督員にあっては監督を行った工事が完成したとき、検査職員にあってはその工事の完成検査、指定部分完成検査および中間技術検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

第6 評定結果の報告

評定者は、完成検査において評定を行ったときには、速やかに工事成績採点表及び細目別評定点採点表を作成し、工事完成検査報告書とともに、市長に報告するものとする。

第7 評定結果の通知

市長は、前項の規定による報告があったときは、通知の対象とする工事の受注者に対して、評定結果を工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）

及び項目別評定点(別記第4号様式)(以下これらを「結果通知書」という。)により通知するものとする。

- 2 市長は、結果通知書を郵送受領又は直接受領のいずれの方法により受領するかを受注者に選択させるものとする。
- 3 市長は、受注者が結果通知書を直接受領することを選択した場合において、当該結果通知書の発行日の翌日から起算して1年を経過してもなお当該受注者が受領しないときは当該結果通知書を廃棄できるものとする。

第8 評定結果の修正

第7の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者は評定を修正し、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告あったときは、遅滞なくその修正結果を受注者に通知するものとする。

第9 評定結果の公表

評定結果の公表は、契約金額(最終)が500万円以上の工事を対象とする。なお、この場合の評定結果とは、工事完成検査結果通知書に示す評定点をいう。

- 2 評定結果は、財務部技術監理課において、閲覧により公表するものとする。
- 3 評定結果の公表の期間は、受注者への当該工事の評定結果を通知後5日以上経過した日から、翌年度の3月末日までとする。なお、受注者から評定結果についての説明請求がある工事については、説明終了後から公表する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(別記第1号様式)

工 事 成 績 採 点 表

年度		契約番号		工事担当課		工 期	着手		合格番号																		
工事名						完成			完成年月日																		
受注者名						中間技術検査年月日			完成検査年月日																		
審査項目		担当監督員					総括監督員					検査員 (中間技術・指定部分)					検査員 (完成)										
		氏名					氏名					氏名					氏名										
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																					
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																					
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10								+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15														
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10	+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15														
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10.	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10.	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ													+5	-	+2.5	-	0	-5	-	+5	-	+2.5	-	0	-5	-
4. 工事特性	I 施工条件への対応(※2)						0																				
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)		0		-	-																					
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-														
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0.0 点					0.0 点					点					0.0 点										
評 定 点(※1)		① 65.0 点					② 65.0 点					③ 点					④ 65.0 点										
評 定 点 計		65.0 点					①65点×0.4+②65点×0.2+④65点×0.4=評定点計																				
		※中間技術(指定部分)検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2 ただし、③(中間技術・指定部分)が2回以上の場合は③を平均する。 ※中間技術(指定部分)検査がなかった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4																									
7. 法令遵守等(※5)							0.0 点																				
8. 総合評価技術提案等履行確認(※6)							対象外																				
評 定 点 合 計(※7)		65 点					評定点計(65点)-7.法令遵守等(0点)=65点																				
所 見(※8)		【担当監督員】					【総括監督員】					【検査員 (中間技術・指定部分)】					【検査員 (完成)】										

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。また、各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が行う。

※6 総合評価落札方式において、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」と記入し、「7. 法令遵守等」において減点評価する。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※9 各審査項目の採点は、別に定める「工事成績採点の審査項目別運用表」によるものとする。

(この様式の形式は参考とし、内容は実情に合わせて変更してもよいものとする。ただし、審査項目、a~e評価及び各配点、①~④の配点比率は必須事項とする。)

(別記第2号様式)

細目別評定点採点表

工事名： _____ 年度 _____ 工事 _____

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員 (中間技術・指定部分)	④検査員 (完成)	細目別 評定点	得点割合
1.施工体制	I 施工体制一般	()×0.4+2.9 = 点				3.3点	%
	II 配置技術者	()×0.4+2.9 = 点				4.1点	%
2.施工状況	I 施工管理	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	13.0点	%
	II 工程管理	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.2 = 点			8.1点	%
	III 安全対策	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.3 = 点			8.8点	%
	IV 対外関係	()×0.4+2.9 = 点				3.7点	%
3.出来形及び 出来ばえ	I 出来形	()×0.4+2.8 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	14.9点	%
	II 品質	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	17.4点	%
	III 出来ばえ			()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	8.5点	%
4.工事特性	I 施工条件等への 対応		()×0.2+3.3 = 点			7.3点	%
5.創意工夫	I 創意工夫	()×0.4+2.9 = 点				5.7点	%
6.社会性等	I 地域への貢献等		()×0.2+3.2 = 点			5.2点	%
7.法令遵守等			()×1.0 = 点				
						100.0点	

※ 中間技術検査（指定部分完成検査）があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点（中間技術検査、指定部分完成検査が2回以上の場合は③を平均する。）

※ 中間技術検査（指定部分完成検査）がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

(この様式の形式は参考とし、内容は実情に合わせて変更してもよいものとする。ただし、考査項目及び①～④の配点比率は必須事項とする。)

(別記第3号様式)

第 号

工事完成検査結果通知書

年 月 日

様

浜松市長名又は管理者名

下記工事の完成検査結果について通知します。

工 事 名	契 約 番 号	
請 負 金 額		
完成検査合格年月日		
検 査 結 果		
評 定 点	点	
備 考		

なお、評定結果に疑義があるときは、契約担当課長に対して、この結果を通知した日から5日以内に書面により説明を求めることができます。

また、通知書は再発行いたしません。

(別記第4号様式)

項目別評定点

		合格番号	号
		契約番号	号
工事名			
項目	細別	評定点	満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／	3.3 点
	II. 配置技術者	／	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／	13.0 点
	II. 工程管理	／	8.1 点
	III. 安全対策	／	8.8 点
	IV. 対外関係	／	3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／	14.9 点
	II. 品質	／	17.4 点
	III. 出来ばえ	／	8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／	7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	／	5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	／	5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)			
評定点合計		／	100 点